

公益財団法人 浄土宗ともいき財団

助成金交付規程

(目的)

第1条 この規程は、公益財団法人浄土宗ともいき財団（以下「本財団」という。）が、浄土宗寺院、僧侶、その他関係団体の取り組む、「豊かな地域社会づくり」に向けた公益活動を支援するため、実施する助成金の交付について必要な事項を定める。

(助成対象者の要件)

第2条 助成対象とする団体または個人（以下「助成対象者」という。）は、次の要件に適合しなければならない。

- (1) 浄土宗の僧侶、寺族、または関係団体が主たる事業実施者であること。
- (2) 対象事業を遂行するに足る能力を有すると認められること。
- (3) 関係団体については会則、決算報告書等を持ち、組織的に意思決定ができること。

(助成金の交付申請)

第3条 助成金の交付を受けようとする個人または団体は、様式第1の助成申請書（以下「申請書」という。）及び収支計画書その他必要な資料を、本財団の定める期限までに提出しなければならない。

2 事業終了後に申請を行う場合は、申請書に事業報告書及び収支決算書、その他必要な資料を添付し本財団に提出しなければならない。

(審査委員会の設置等)

第4条 本財団は、前2条の内容を審査するため、助成審査委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

2 委員会の運営については別に定める助成審査委員会規程による。

(助成金の交付に関する決定通知)

第5条 本財団は、助成金の交付を決定した場合は、助成対象者に対し、様式第2の助成金交付決定通知により通知する。

2 助成対象者は、前項の通知を受けた場合は、様式第3の事業の実施に関する誓約書及び様式第4の助成金の銀行振込依頼届を、遅滞なく、本財団に提出しなければならない。

(助成金交付の辞退)

第6条 助成対象者は、前条第1項の通知を受けた後、やむを得ない事情により助成金の交付を辞退しようとする場合は、その理由を記載した書類を、遅滞なく、本財団に提出しなければならない。

2 本財団は、前項の書類の提出があったときは、当該申請に係る助成金の交付決定を取り消す。

(助成金支払区分)

第7条 助成金の支払の区分は、概算払い、または精算払いとする。

(助成金の目的外使用禁止及び経理区分)

第8条 助成対象者は、助成金を助成対象事業以外の用途に使用してはならない。

2 助成対象者は、助成対象事業に関する経理については、他の経理と区分し、所要の帳簿類を備え、処理しなければならない。

(助成対象事業の計画の変更等)

第9条 助成対象者は、助成対象事業の計画及び方法を変更しようとする場合は、あらかじめ変更の理由、内容及び変更に係る事業の収支予算を記載した様式第5の申請書を本財団に提出し、承認を得なければならない。

(助成対象事業の完了報告)

第10条 助成対象者は、助成対象事業の完了後、様式第6の事業報告書、収支決算書および証拠書類、領収書の写し、その他必要資料を本財団に提出しなければならない。

(助成確定後の監査)

第11条 本財団は、助成金の額の確定後2年間の期間内において必要があると認めるときは、助成対象事業の実施の適否及びその成果に関し、助成対象事業を監査することができるものとする。

2 本財団は、必要があると認めるときは、本財団の職員及び本財団が認めた者により実地調査を行うものとする。

3 本財団は、監査の結果、助成対象事業の実施状況及びその成果が著しく不相当と認められるときは、助成対象者に対し、所要の是正措置をとることを命ずることができる。

(関係書類の保存期間)

第12条 助成対象者は、助成対象事業に係る帳簿、証拠書類その他の関係書類を整備し、助成金の支払を受けた日から5年を経過する日まで保存しておかなければならない。

(助成金交付決定の取消し及び助成金の返還)

第13条 本財団は、助成対象者が、第2条各号の要件に適合すると認められなくなった場合、およびその行いが次の各号のいずれかに該当する場合は、助成金額の確定の有無にかかわらず、助成金の全部又は一部の交付を取り消すことができる。

- (1) 偽りその他不正の手段により助成金の交付を受けた場合
- (2) 事業を中止した場合
- (3) 事業を遂行する見込みがなくなると認められる場合
- (4) 第11条第1項の監査を拒み、妨げ、又は忌避した場合
- (5) 助成金の交付の決定の内容又はこれに付した条件に違反した場合
- (6) その他この規程に基づく処分に違反したと認められる場合

2 本財団は、前項の規程により助成金の交付の決定を取り消した場合において、助成対象事業の当該取消しに係る部分に関し、すでに助成金が交付されているときは、期限を定めてその取り消した事業に関わる交付金を返還させることができる。

(助成対象事業の表示)

第14条 助成対象者は、助成対象事業を実施する場合には、本財団が別に定める方法により助成対象事業である旨の表示を行わなければならない。

(助成対象事業の公開)

第15条 本財団は、助成金対象事業の実施内容及び成果に関する情報を適切な方法により第三者に開示し、又は公表できるものとする。

(その他)

第16条 この規程に定めるもののほか、助成金交付に関し必要な事項は、本財団が別に定める。

(規程の改廃)

第17条 この規程の改廃は、理事長が定めるものとする。

附 則 この規程は、平成29年1月23日から施行する。

平成 年 月 日

公益財団法人浄土宗ともいき財団
平成29年度 助成申請書

公益財団法人浄土宗ともいき財団
理事長 佐藤 行雄 殿

所在地
寺院・団体名
代表者肩書
代表者氏名

下記の活動を行うため、公益財団法人浄土宗ともいき財団に、助成申請書を提出します。

① 申請内容

| | | |
|------------------------------------|---------------|---|
| 助成対象事業 (当てはまるもの全てに○を してください) | ① 高齢化社会への対応 | 高齢者支援、介護者、要介護者支援など高齢化社会 に対する活動 |
| | ② 地域活性化 | その地域の活性化や、住民同士のつながりをつくり 気持ちを豊かにするための活動 |
| | ③ 社会的弱者への支援 | 生活困窮者、障がい者など社会的弱者に関する活動 |
| | ④ 心の問題への取り組み | 様々な不安感の緩和を目的とする活動 |
| | ⑤ 災害対策・被災地支援 | 災害に関する地域住民支援の活動 |
| | ⑥ 教育・体験活動 | 体験活動等を通じて、参加者の豊かな人間性を養う ことを目的とした活動 |
| | ⑦ 文化の継承 | 地域の伝統文化、歴史を継承する活動 |
| | ⑧ 環境問題改善の取り組み | 希少動物の保護、水質・大気汚染等の環境問題改善 のための活動 |
| | ⑨ 犯罪防止・更生 | 非行、薬物等、犯罪の防止あるいは更生を促す活動 |
| | ⑩ 他文化共生 | 外国人を含む他地域の文化との交流、相互理解を深 める活動 |
| | ⑪ その他 | 上記以外に公益に資すると認められる活動 |
| 助成金申請額（最大 100万円まで） | | .000円 |

ともいき発 第 号
平成 年 月 日

殿

公益財団法人浄土宗ともいき財団
理 事 長 佐 藤 行 雄

公益財団法人浄土宗ともいき財団
平成 年度助成金交付決定通知書

平成 年 月 日付けで申請のあった公益財団法人浄土宗ともいき財団平成 年度助成については、平成 年度第 回理事会および第 回事務局会での審査により、下記のとおり交付することを決定したので通知いたします。

記

事 業 名 ()

1. 助成金の交付の対象となる事業およびその内容は、平成 年 月 日付けによる助成申請書のとおりとする。
2. 助成金の交付決定額は、次のとおりとする。

・ 交付決定金額 円

・ 交付予定 平成 年 月

以上

平成 年 月 日

公益財団法人浄土宗ともいき財団
助成事業に関する誓約書

公益財団法人浄土宗ともいき財団

理事長 佐藤 行雄 殿

所在地

団体名

代表者肩書

代表者氏名

㊞

公益財団法人浄土宗ともいき財団平成 年度助成に当たって、貴財団から助成金の交付を受けることについては、「公益財団法人浄土宗ともいき財団助成に関する規程」に記載されている諸事項を遵守し実施することを誓約します。

また、「事業報告書」とともに提出するすべての資料（申請書、広報物、動画、写真など）を、貴財団が、貴財団のホームページを含む助成事業広報において公表するのに必要な範囲において、複製、公衆送信、素材の修正、改変、翻案、編集、見出しやキーワードを付加すること、及び、第三者の素材と一緒に編集することを許諾します。

様式 4

公益財団法人浄土宗ともいき財団
助成金の銀行振込依頼届

平成 年 月 日

公益財団法人浄土宗ともいき財団

理事長 佐藤 行雄 殿

所在地

団体名

代表者肩書

代表者氏名

印

公益財団法人浄土宗ともいき財団から当方に支払われる平成 年度の助成金は、下記の銀行口座へ振込んでいただくようお願いいたします。

この届を提出したことにより、下記口座に振込まれた助成金は当方において受け取ったものと認めます。

なお、この届の内容に変更があったときは、至急お届けします。

| | | | | | | |
|---------|------|------|--|------|--|--|
| 振込依頼銀行名 | | 銀行 | | 支店 | | |
| 預金種目 | | 普通預金 | | 当座預金 | | |
| 店番号 | | 口座番号 | | | | |
| 口座名義 | 漢字 | | | | | |
| | フリガナ | | | | | |

フリガナ
経理担当者氏名：

連絡電話番号：

平成 年 月 日

公益財団法人浄土宗ともいき財団助成による
事業の計画変更に関する承認申請書

公益財団法人浄土宗ともいき財団

理事長 佐藤行雄 殿

所在地

団体名

代表者肩書

代表者氏名

㊟

事業名「 」

上記助成（申請中・交付された）の事業について、下記のとおり事業計画の一部を変更
したいので、承認を申請します。

記

1 変更の理由

2 変更の内容

3 変更に係る事業の収支予算書

有・無

（別表）のとおり

以上

平成 年 月 日

公益財団法人浄土宗ともいき財団助成による
事業の完了報告書

公益財団法人浄土宗ともいき財団

理事長 佐藤行雄 殿

所在地

団体名

代表者肩書

代表者氏名

㊟

事業名 「 」

上記事業は、平成 年 月 日完了したので、下記書類を添えて報告します。

記

- 1 事業の実施内容及び成果に関する報告書（別紙1）
- 2 事業の収支決算に関する報告書（別紙2）
- 3 事業の広報物・資料（別紙3）
- 4 事業の写真データ（別添記録メディア）